

(別表1)

【第5条の1 関係 事業計画及び活動計画書の確認】

(参考)

項目	県	県事務所	協議会	市町村	対象組織	備考
<p>事業計画及び活動計画書の確認</p>		<p>受理</p>	<p>事業計画 活動計画書 修正事項連絡</p>	<p>事業計画 活動計画書 修正指示</p>	<p>事業計画 活動計画書 修正分提出</p>	<p>① 新規及び変更が生じた対象組織は、事業計画及び添付資料(活動計画書、規約、規則等)を市町村に提出する。</p> <p>② 事業計画及び添付資料(活動計画書、規約、規則等)の写しを協議会に提出する。</p> <p>③ 事業計画及び活動計画書の修正事項を市町村に連絡する。</p> <p>④ 事業計画及び活動計画書の修正を対象組織に指示する。なお、事業計画及び活動計画書に修正がない場合は、事業計画及び及び添付資料(活動計画書、規約、規則等)の写しを県事務所に提出する。</p> <p>⑤ ④に基づき修正を行った事業計画及び活動計画書を市町村に提出する。</p> <p>⑥ 事業計画及び添付資料(活動計画書、規約、規則等)の写しを県事務所に提出する。</p> <p>⑦ 事業計画及び活動計画書の修正分のみを協議会に提出する。</p>